

2021 年度 事業計画

1. 2021 年度事業実施の方針

「新型コロナウイルス感染拡大の影響下にある子どもたちに対するシーライツの基本方針」に基づき、引き続き事業を実施していく。

昨年度のパナソニック助成事業の組織診断の結果を受けて、日本国内およびカンボジアにおいて、子どもアドボカシーの活動、すなわち子どもの意見表明と子ども相談の仕組みが整う社会づくりに力を入れる。

国内事業において、広げよう！子どもの権利条約キャンペーンの政策提言チームとして、他団体と連携しながら「子ども基本法」制定に向けた働きかけを強化する。またコロナ禍の子どもの声を聴き、発信する活動も継続予定。これらの活動を発信し、応援してくれる支援者を拡大する。

2020 年度に実施したオンライン子育て講座の成果を 2021 年度は広報活動、政策提言等の次の動きにつなげていく。

カンボジアでは引き続き、現地 NGO「カンボジア子どもの権利保護センター（以下、CCPCR、Cambodian Center of the Protection of Children's Rights の略）」とのパートナーシップのもと、子どもの権利を守り、子どもにやさしい社会をつくるプロジェクトの円滑な実施が可能となる体制を整える。

[事業]

国内

- ・「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の共同代表・実行委員（政策提言チーム）として、また、チャイルドライツ・カフェ（オンラインイベント）などを通じ「子ども基本法」制定への働きかけを強化していく。
- ・2020 年度に実施したオンラインによる子育て講座参加者へのフォローアップ、広報活動等に協力いただいた団体、メディアへのフォローアップ、政策提言、ビデオ制作を実施する。
- ・子どもの権利条約フォーラム 2021in かわさきに実行委員として参加。
- ・JANIC による「チャイルドセーフガーディング」勉強会/ワーキンググループ及び、子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム（GPeVAC）に引き続き参加。

カンボジア

2017 年より開始した現地 NGO の CCPCR とのパートナーシップとの協働事業が 6 年目となる。ピア・エドゥケーターの子どもたちや教員、地域のリーダーの声を聴きながらより良い運営体制を模索する。具体的には、セーフガーディングの取り組みを強化すると同時に、子どもアドボカシーのために CCPCR 以外の団体との連携を検討していく。

[組織運営]

- チャイルドセーフガーディングの導入を目指す。
- 子ども基本法制定のはたらきかけ等子どもアドボカシー実現のためのファンレイジング活動をシーライツを応援する人を新たに募ることにより実施する。ファンレイジングを効果的に実施するためにアドバイザーを中心に定期的ミーティングを実施予定。
- 社労士事務所や会計業務委託などを検討し、専門性の高い事務業務の安定化を図る。

2. 開発途上地域の子どもの支援事業

カンボジア・プロジェクト

[事業名] 権利保有者である子どもと責務履行者であるおとなの対話や協働の制度化を通して、誰ひとり取り残さない子どもにやさしい地域をつくる事業

[期間] 2020年4月～2023年3月

[目標] ・対象地域において子どもの権利が尊重される社会規範が広まり、子どもの権利が保障され、また、子どもが直面する問題や子どもに対する暴力など子どもの権利侵害の解決について、子どもがおとなと対話できる制度が整備される（子どもアドボカシー）

・LGBTQの子どもなど、マイノリティの子どもの権利について知識や責任意識が共有される

[目的]

1. 子どもの意見表明の機会がより制度化され、子ども自身が暴力から守られる権利などを主張し、責務履行者が権利を保障することがコミュニケーションレベルであたりまえになる社会をつくる。
2. 子どもに対する暴力をなくし、子どもが暴力を受けたときは、相談できる社会、子どもが安全に暮らせる社会をつくる（チャイルドセーフガーディング）
3. 多様な背景の子どもたちや困窮家庭の子どもが取り残されない社会をつくる（LGBTQの子どもや障害をもつ子ども等）

本年度の計画

[期間] 2021年4月～2022年3月（第3次3か年事業の2年目）

1) CCPCRと協働し、3か年計画の2年目として以下の7つの活動をすすめる

- ① 権利保有者としての子どもに権利を伝え、子どもから子どもへのピアエデュケーションを実施し、特に学ぶ権利、児童労働、人身売買、性的虐待から保護される権利、意見表明など参加する権利、差別されない権利を実現する。
- ② 責務履行者である地域のリーダー（コミュニケーション評議会メンバー、女性と子どもの委員会、農業組合のメンバー）が多様な背景をもつ子どもの権利を理解し、子どもの意見を尊重する。
- ③ 地域の学校の教員が子どもの権利教育のカリキュラムを実施できるように教材づくりを強化する。
- ④ コミュニケーション評議会でのコミュニケーションの地域づくりプロセス（特に投資・開発計画策定過程）に子どもの意見を取り入れる。
- ⑤ チャイルドフレンドリースペース（図書館とアクティビティルーム）で子どもが学び、活動できるようにする。
- ⑥ シーライツの理事や職員がモニタリングを通じて、子どもたちやおとなをエンパワーする。
- ⑦ パートナー団体および地域におけるチャイルドセーフガーディングの取り組みをすすめる。

2) コロナウイルス感染予防とコロナ禍による影響を受けた家族の子どもを支援

[パートナー団体] CCPCR (Cambodian Center for the Protection of Children's Rights)

[主な助成・寄付] NTT 労組、尚絅学院大学、サッポロ関連労働組合協議会ほか

[内容]

1) 子どもとおとなに対話による子どもの権利実現

① 啓発活動：

➤ 子ども対象

- ・ ピア・エデュケーターが学校や地域で啓発活動をするのを支援する。ピア・エデュケーターの活動を「子どもクラブ」として活動するのを支援する。具体的には、子どもの権利、違法な出稼ぎ・児童労働・人身売買の危険等について研修ワークショップ、ミーティングを実施する。
- ・ 子どもたちは、学んだ知識を子どもから子ども・おとなへと伝え、活動を広めていく。
- ・ 子ども参加のもと、ピア・エデュケーターとして子どもクラブメンバーの役割や活動方法のマニュアルづくり、文書化、教材の選定を実施する。

➤ 行政・地域住民

- ・ 「女性と子どものためのコミュニン委員会 (CCWC Commune Committee for Women and Children)」メンバーと連携し、CCPCR 職員、ピア・エデュケーターも参加し、地域住民への啓発ワークショップを開催する。(コロナの状況が許せば、シーライツ理事もこれに参加する)

② 教員との連携における子どもにやさしい学校づくり:

- ・ 子どもたちにとって学校が安全で、楽しく学べる場所となるように、教員と協働し体罰をなくし、子どもの権利を学べるようなカリキュラムを開発する。

③ チャイルド・フレンドリー・スペースの運営と子どもの活動:

- ・ チャイルド・フレンドリー・スペース (図書室とアクティビティルーム) を、地域住民で組織された「運営管理委員会」とシーライツが共同で運営・管理する。
- ・ 子どもたちにパソコン教室、英語教室を開催する。
- ・ 地域の子どもたちが自由に学び、図書に触れ、知識や視野を広げる機会を提供する。
- ・ 子どもたちと運営管理委員会メンバーの参加のもと、チャイルド・フレンドリー・スペース運営のためのマニュアルづくりをすすめる。

④ ネットワークづくり、情報収集、モニタリング:

- ・ 子どもたちの活動を持続可能なものにするために、研修など CRC Cambodia や CAM ASEAN の協力をあおぐ。
- ・ (状況が許せば) シーライツ理事が現地に赴き、モニタリングと CCPCR への技術指導、助言を提供する。

3) コロナウイルス対応

- ① コロナウイルスによる影響および対策についてオンラインなどを通じて聞き取り調査を行ない、子どもの意見を聴く。
- ② 必要に応じて、学校において衛生設備を整備することにより、コロナウイルス感染を防止する。
- ③ コロナウイルスの影響により、困窮した家庭へ、必要に応じて、支援物資を提供する。
- ④ オンラインで子どもたちに学びの機会が提供できないか検討する。

3. 国内・開発途上地域の子どもの権利状況に関する調査・研究・発信事業及び開発教育事業

- (1) 報告・ワークショップ開催
 - イベント・講演会の開催
 - ・オンラインによる子育て講座 10 回予定
 - ・オンラインによる「チャイルドライツ・カフェ」8 回程度予定
- (2) 講師派遣
- (3) 広報活動
 - ① 会報
 - プロジェクトや活動の状況を報告し、子どもの権利を普及する目的で発行する。
 - ② 年次報告書
 - 2020 年度年次報告書を発行、会員・寄付者に送付する。
 - ③ ブログ・ホームページ
 - カンボジアだより：カンボジアの子どもたちの状況や活動内容について情報発信。
 - お知らせ：国内での活動内容について情報発信。
 - ④ SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）
 - 国内外の子どもの状況、カンボジア事業や国内事業の報告、イベント情報について広く発信。
- (4) 研究活動・出版・制作
 - ① 子どもをエンパワーするメッセージを掲載する「子どもの権利かるた」を学生インターンを中心に制作。
 - ② 日本国内およびカンボジアや海外の国のアドボカシーの実施状況および課題について子どもの権利の視点から研究し、論文にまとめる（南雲理事と甲斐田代表理事の共同研究）

4. 国連子どもの権利条約の普及事業、及び子どもの権利促進事業

- (1) オンライン講座、広報活動を通じて「子ども基本法」制定に向けた働きかけをする。
- (2) 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の共同代表（甲斐田）、実行委員として参加。
- (3) 子どもの脳を傷つけない子どもの権利に基づいた子育て講座。2020 年度の成果を引き継ぎ 2021 年度は下記四点を実施予定。
 - A オンライン講座参加者へのフォローアップ講座の実施
 - B 講座実施の際、広報に協力いただいた団体、メディアへのフォローアップ
 - C 政策提言
 - D ビデオ制作
- (4) JANIC による「チャイルドセーフガーディング」勉強会/ワーキンググループに参加。

5. 国際・国内団体とのネットワーク事業

参加ネットワーク団体

- ・広げよう！子どもの権利条約キャンペーン（共同代表・実行委員として）
- ・子どもの権利条約フォーラム in かわさき 2021 実行委員会（小川理事および甲斐田代表理事）
- ・(特活) 国際協力 NGO センター（JANIC）の正会員を継続
- ・児童労働ネットワークの団体正会員を継続
- ・カンボジア市民フォーラムの会員を継続（甲斐田代表理事および岡島理事は世話人を継続）
- ・東日本大震災子ども支援ネットワーク継続（運営委員として）
- ・NGO 非戦ネットワーク

- ・SDGs 市民社会ネットワーク（情報会員として）
- ・子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム（GPeVAC）（甲斐田代表理事がメンバー）

6. その他、この団体の目的を達成するために必要な事業

(1) 組織運営強化

アドバイザー及びプロボノボランティアに対し、不定期にて事務局の運営、収支の状況を共有しアドバイスをあおぐ。

(2) 理事会の運営

年 3 回、東京事務所及びオンラインにて理事会を開催、理事会メーリングリストで随時情報交換と承認を行う。月に 1 回程度の常任理事会を開き、事業のみならず組織強化・財政基盤強化について検討できるようにする。

4 月 25 日	第 80 回理事会 開催場所：東京事務所/オンライン 議題：2020 年度決算案、2021 年度事業計画案ほか
6 月 13 日	第 81 回理事会 開催場所：東京事務所/オンライン 議題：代表・副代表理事の選任ほか
10 月頃	第 82 回理事会 開催場所：東京事務所 議題：上半期決算、カンボジア事業ほか

(3) 事務所の組織運営

東京事務所	事務局長 1 名が組織運営と事務作業（会員管理、会計、問合せ対応、助成金申請、総務労務、広報等）をボランティアの協力のもと担当。 パートタイムスタッフが期間限定で代表理事のアシスタントとして勤務。インターンが広報に従事。
-------	---

(4) 資金調達

① 助成金・補助金

カンボジア事業および国内事業において積極的に助成金獲得をめざす。

② ファンドレイジング

アドバイザーと共に特に既存支援者へのフォロー強化などを検討していく。

甲斐田代表理事を中心に、「子ども基本法」制定にむけた活動について支援を募っていく。

③ 会員

個人会員：活動報告会等を通して、会員継続を働きかけるとともに、友人・知人等への紹介による新規会員獲得をめざす。

法人会員：既存の法人会員に対する活動報告会の提案などフォロー強化を行う。

④ マンスリーサポーター

2020 年度末の登録者数 89 名を 2021 年度末までに 120 名に増やすこと（31 名増）を目標とする。

以上